

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○土地改良法により換地処分をした件

○道路の区域を変更する件

○道路の供用を開始する件二件

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を決定する件

### 正 誤

○平成二十五年一月二十五日付け号外第二号中

充 充 充 七〇 七〇 七〇

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 百 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十五年二月七日双潟地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十五年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

（農地管理課）

### 福 島 県 告 示 第 百 一 号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員	延長
		(メートル)	(メートル)	(メートル)

県道須賀川三春線	郡山市中田町高倉字宮ノ脇四八番一地从先から同 市中田町高倉字古御館一七八番一地从先まで	変更前	A 一〇・〇〇 B 二八・〇〇 一六・〇〇 五三・〇〇	変更後	A 一〇・〇〇 B 二八・〇〇 一六・〇〇 五三・〇〇	六六八・二 七二四・五
----------	---	-----	--------------------------------------	-----	--------------------------------------	----------------

(道路計画課)

### 福 島 県 告 示 第 百 二 号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道須賀川三春線	郡山市中田町高倉字宮ノ脇四八番一地从先から同 市中田町高倉字古御館一七八番一地从先まで	平成二十五年二月一九日

(道路計画課)

### 福 島 県 告 示 第 百 三 号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字下井戸神一六〇番一地从先から同 市中田町高倉字下ノ沢六四番一地从先まで	平成二十五年二月一九日

公 告

(道路計画課)

で

公告第四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月七日

二 名称

特定非営利活動法人ひのきスポーツクラブ

三 代表者の氏名

星 文人

四 主たる事務所の所在地

福島県南会津郡南会津町福米沢字宮ノ前千三百八十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、過疎化・高齢化が進む松沢地区において、子どもからお年寄りまでが参画出来る生涯スポーツ及び社会教育活動を提供することで、活力ある地域を創造すると共に、地域内の人的資源及び自然資源等の地域資源を最大限活用し、様々な地域課題の解決に向けた事業を展開することで、新しい公共の担い手を目指しつつ、地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、新地町復興整備計画に相馬都市計画の決定に係る相馬都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十五年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画の決定の種類及び名称

1 種類 相馬都市計画都市高速鉄道

2 名称 一号東日本旅客鉄道株式会社常磐線

二 都市計画の決定を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる区域

相馬郡新地町のうち谷地小屋字舩形、谷地小屋字谷地畑、小川字谷地畑、小川字長

谷地、小川字八幡前、大字埴木崎字台前、大字埴木崎字作田、大字埴木崎字作田後、大字埴木崎字南向、大字埴木崎字江中子、大字埴木崎字北向、大字埴木崎字岩崎及び大字埴木崎字木崎の各一部の区域

三 都市計画の決定の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所 福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び新地町都市計画課

2 縦覧期間

平成二十五年二月十九日から同年三月五日まで

四 その他

相馬都市計画都市高速鉄道を決定する案について、新地町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は新地町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

正 誤

○平成二十五年一月二十五日付け号外第二号中

ページ	段	行	正	誤
二	下	後ろか	規則	条例
		ら七		